

平成二十八年一月二十六日提出
質問第九〇号

ビザなし交流に関する再質問主意書

提出者 鈴木貴子

ビザなし交流に関する再質問主意書

「前回答弁書」（内閣衆質一九〇第三七号）及び「政府答弁書」（内閣衆質一八九第二四七号、二六九号、二八一号、三〇〇号、三二四号、三四六号、三六六号、三八三号、四〇〇号、四三〇号）を踏まえ、質問する。

一 前回質問主意書で、平成四年にビザなし交流がスタートしてから、現在に至るまでに地域の交流会で北方領土問題についてどのような意見交換があったか問うたが、「前回答弁書」（内閣衆質一九〇第三七号）では、「お尋ねについては、先の答弁書（平成二十七年六月三十日内閣衆質一八九第二八一号）二（御指摘の「交流会」は、相互理解の増進を図るため、四島交流訪問事業参加者と北方四島住民との間で自由な意見交換を行うことを目的としており、当該行事で出された意見の逐一についてお答えすることは差し控えたい。）についてでお答えしたとおりである。」と答弁しており、質問に対し何ら答えていない。政府は、「交流会」で出された意見を公表することで何か支障をきたすことがあるのか。支障をきたすことがあるのであればその理由を答えられたい。支障をきたす理由がないのであれば、平成四年にビザなし交流がスタートしてから、現在に至るまでに地域の交流会で北方領土問題についてどのような意見交

換があつたか答えられたい。

二 前回質問主意書で、政府は本年どのような取り組み、企画をするのか問うたところ、「前回答弁書」

(内閣衆質一九〇第三七号)では、「四島交流事業についての本年の政府の取組については、現在、関係者間において協議中であり、現時点でお答えすることは困難である。」との答弁がなされている。右協議はいつから始まったのか、また協議した内容をいつまでにまとめるのか答えられたい。

右質問する。